

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

第 7 6 回 本 部 会 議

日時：令和3年9月10日（金） 16：00～

場所：本庁3階テレビ会議室等

1 開 会

2 議 事

北海道における緊急事態措置の改定について（協議事項）

3 閉 会

- 資料1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更内容の概要
- 資料2 道内の感染状況等について（案）
- 資料3 札幌市の感染状況について
- 資料4 北海道における緊急事態措置（改定案）
- 資料5 北海道における緊急事態措置（改定道案）に対する主な意見
- 資料6 学校の対策を万全とし、安全・安心な教育環境の提供
- 資料7 渡島総合振興局の取組
- 資料8 上川総合振興局の取組

新型コロナウイルス感染症に係る 基本的対処方針の主な変更について

資料1

1 措置区域の変更

(1) 緊急事態措置の延長

対象区域	期 間
北海道 、茨城県、 栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県 岐阜県、静岡県、 愛知県、三重県、 滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 広島県、福岡県、 沖縄県 (19都道府県)	9月13日 ~9月30日 (18日間)

(2) まん延防止等重点措置の追加、延長、終了

措置	対象区域	期 間
追加 (緊急事態措置 区域から移行)	宮城県、岡山県 (2県)	9月13日 ~9月30日 (18日間)
延長	福島県、石川県、 香川県、熊本県、 宮崎県、鹿児島県 (6県)	
終了	富山県、山梨県、 愛媛県、高知県、 佐賀県、長崎県 (6県)	—

2 基本的対処方針の主な変更内容

項目	内容
全般的方針	<ul style="list-style-type: none">国は、ワクチン接種の進捗状況を踏まえ、緊急事態措置区域等における行動制限の縮小・見直しについて、地方公共団体や事業者等との議論や技術実証を行い、具体的に進める。
重点措置区域における取組等	<ul style="list-style-type: none">重点措置区域である都道府県において、感染が下降傾向にある場合には、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断で、第三者認証制度の適用等の一定の要件を満たした店舗において19時半まで酒類を提供できることとする（また、第三者認証制度の実施状況、地域の感染状況等を踏まえ、都道府県知事の判断によっては、21時までの営業（酒類提供は20時まで）も可能とする）。

道内の感染状況等について (案)

【令和3年9月10日】

主な指標の状況

	感染状況			医療提供体制等の負荷			
	10万人あたり 新規 感染者数	感染経路 不明割合	PCR 陽性率	医療の逼迫具合			10万人あたり 療養者数
				入院医療		重症者用病床	
				病床使用率	入院率	病床使用率	
全道 (9/9)	24.4 人/週 (1277人/週) ↓	38.1% ↓	4.0% ↓	34.7% ↓	30.0% ↓	18.2% ↑	44.0人 (2300人) ↓
道ステージ4基準 (国ステージⅣ)	25人/週以上 (10万人あたり)	50%以上	10%以上	50%以上	25%以下	50%以上	30人以上 (10万人あたり)
道ステージ3基準 (国ステージⅢ)	15人/週以上 (10万人あたり)	50%以上	5%以上	20%以上	40%以下	20%以上	20人以上 (10万人あたり)

※()は実人数

※各指標の動向(矢印)は、1週間前との比較

特定措置区域の主な指標の状況

9/9	感染状況			医療提供体制等の負荷			
	10万人あたり 新規 感染者数	感染経路 不明割合	PCR 陽性率	医療の逼迫具合			10万人あたり 療養者数 (三次医療圏)
				入院医療		重症者用病床 病床使用率	
				病床使用率 (三次医療圏)	入院率 (三次医療圏)		
札幌市	36.7人/週 (720人/週) ↓	41.9% ↓	4.5% ↓	51.8% ↓	26.6% ↓	32.7% ↑	59.7人 (1171人) ↓
石狩振興局 (札幌市を除く)	10.4人/週 (44人/週) ↓	47.7% ↑	5.3% ↓	道央圏 (札幌市を除く) 23.9% ↓	道央圏 (札幌市を除く) 32.9% ↓	全道 (札幌市を除く) 9.9% ↓	道央圏 (札幌市を除く) 24.0人 (325人) ↓
小樽市	20.5人/週 (23人/週) ↑	60.9% ↑	2.5% ↑				
旭川市	32.0人/週 (106人/週) ↓	25.5% ↓	2.9% ↓	道北圏 35.8% ↓	道北圏 34.0% ↓		道北圏 53.9人 (318人) ↓

※()は実人数 ※各指標の動向(矢印)は、1週間前との比較

2

総評①

【感染状況】

- 全道の新規感染者数は、13日連続で先週比が1を下回るなど減少傾向が見られるものの、依然、高い水準にある。また各地域において、引き続き、事業所や学校における集団感染が確認されている。
- 特定措置区域の新規感染者数についても減少傾向が見られるが、特に札幌市においては、緊急事態宣言の目安を大きく超えるなど、引き続き、全体の約70%を占めて、全体を押し上げている。
- 主要な地点における人流は、緊急事態宣言前と比較して減少が見られている。

【医療提供体制】

- 全道の療養者数は、減少傾向にあるものの、依然として緊急事態宣言の目安を超えて高い水準にある。入院患者についても減少傾向にあるものの、札幌市内の病床使用率は50%を超え、厳しい状況が続いている。さらに重症者については、増加が見られ、療養者の症状の悪化などによって、今後の更なる増加も懸念される。

【ワクチン】

- 道内における接種率は、9月8日現在、1回目51.6%、2回目41.1%。

3

総評②

【今後の対策】

- 9月9日、国は北海道を対象とした緊急事態宣言の延長を決定。緊急事態宣言の延長を踏まえ、新規感染者数の減少を確実なものとするため、9月13日以降も最大限の警戒レベルを維持しながら、人と人の接触を低減し、感染の抑制を図る。
- 特に特定措置区域においては、市町村と連携して、飲食店への見回りなど措置の徹底に取り組む。また、一般措置区域においても、地域の感染状況を踏まえた注意喚起など、機動的に取り組む。
- 全国的な感染状況や秋の行楽シーズンに伴う往来の活発化も見据えながら、北海道が緊急事態宣言下にあることを踏まえ、来道を検討されている方に対して、慎重な対応を働きかける。
- 地域において、病床や宿泊療養施設の確保、医療従事者の最適な配置などに取り組むとともに、自宅で療養する方に対して、保健所による健康観察の徹底や必要に応じた在宅医療の提供、症状悪化時の迅速な対応など、万全の支援を行う。
- ワクチンの供給について、対象人口の概ね8割程度以上が接種できる量の見通しが立つ中、道のワクチン接種センターにおける一般向け接種の実施や職域接種・大学拠点接種の支援など、今後とも、市町村や関係機関とともに、希望する方が一日も早くワクチンを接種できる環境づくりに取り組む。
- 国において、行動制限の緩和に向けた道筋について検討が進められており、速やかに対応できるよう、課題の整理を行いながら、国からの情報収集等に努める。

4

全道の感染状況等

1 新規感染者数

	空知	石狩 (札幌除く)	札幌市	後志 (小樽除く)	小樽市	胆振	日高	渡島	檜山	上川 (旭川除く)	旭川市	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室	道外	合計
8/27 ～ 9/2	48	148	1328	8	18	70	15	155	0	34	275	2	3	60	163	55	18	34	2,434
9/3 ～ 9/9	31	44	720	7	23	28	4	146	3	10	106	0	8	29	50	50	14	4	1,277
先週 比	0.65	0.30	0.54	0.88	1.28	0.40	0.27	0.94	-	0.29	0.39	0.00	2.67	0.48	0.31	0.91	0.78	0.12	0.52

※「居住地」により整理。なお、居住地非公表として発表した者等は、各振興局等に含めて計上。
※振興局別の感染状況は、変動が大きくなる場合があることに留意。

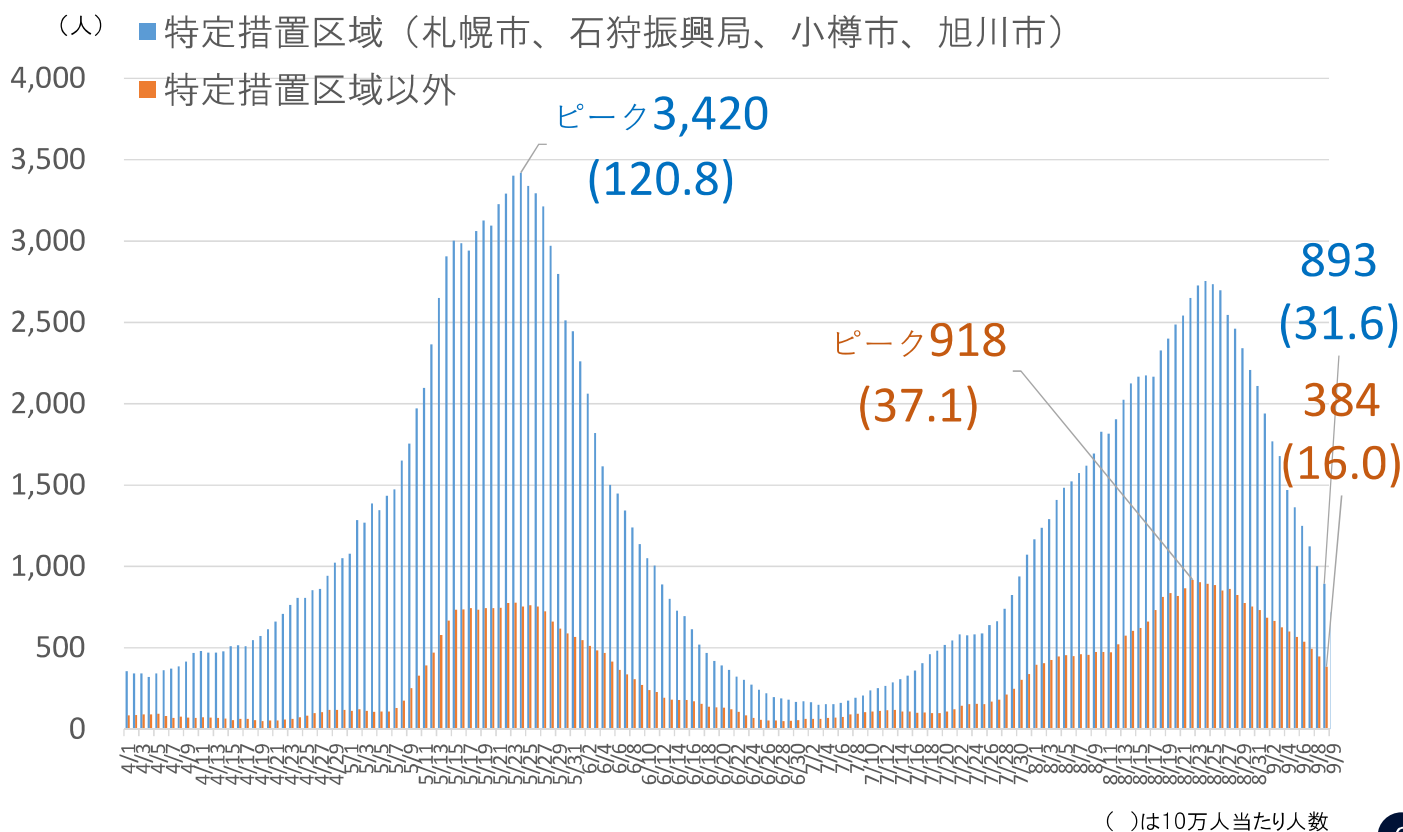
2 病床利用率

	道央圏	道北圏	道南圏	十勝圏	オホーツク圏	釧路・根室圏	全道
9/9	39.9%	35.8%	30.6%	33.3%	14.4%	22.3%	34.7%

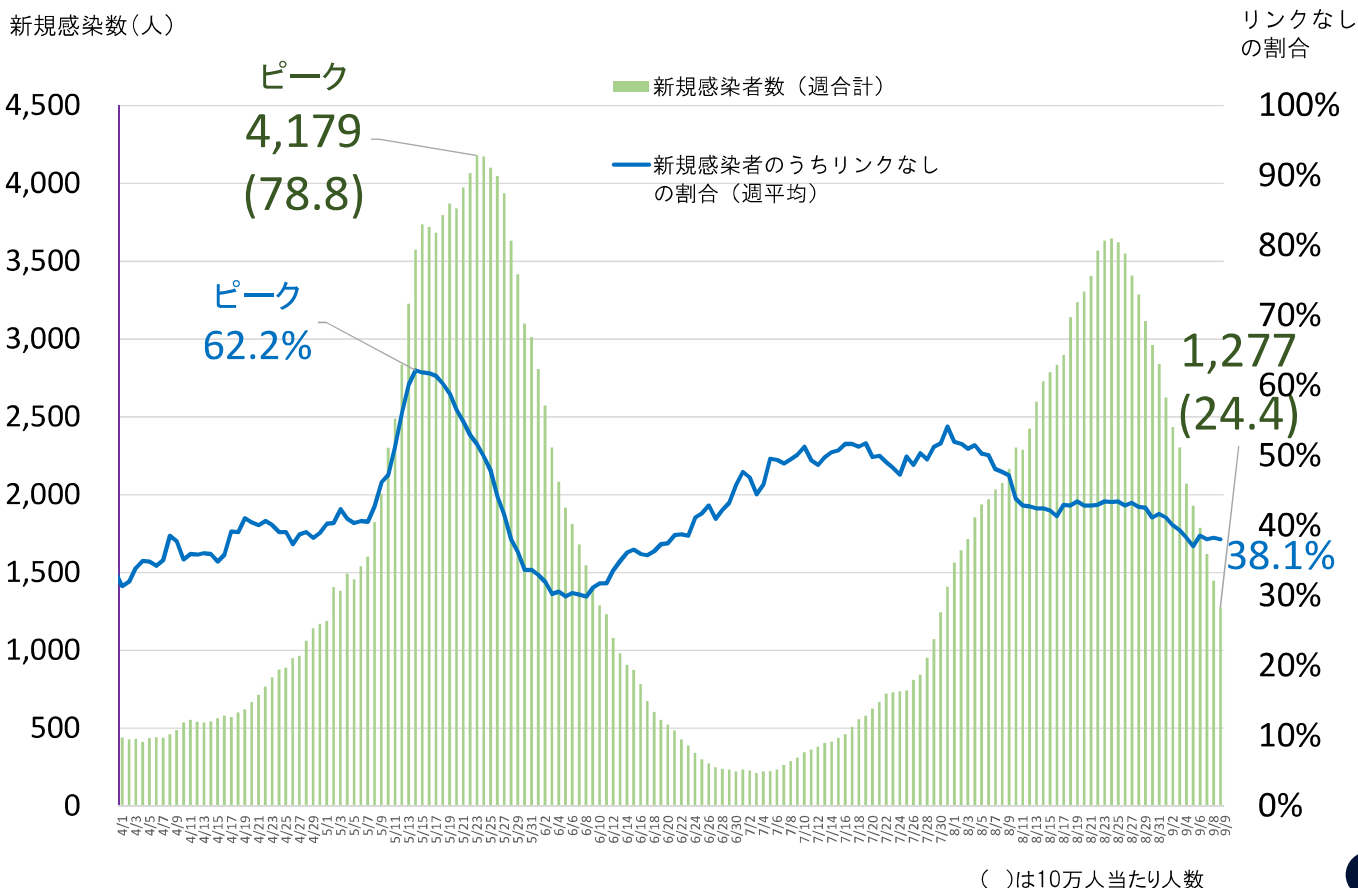
※圏域別の病床利用率は、変動が大きくなる場合があることに留意。

5

新規感染者数(特定措置区域／特定措置区域以外)

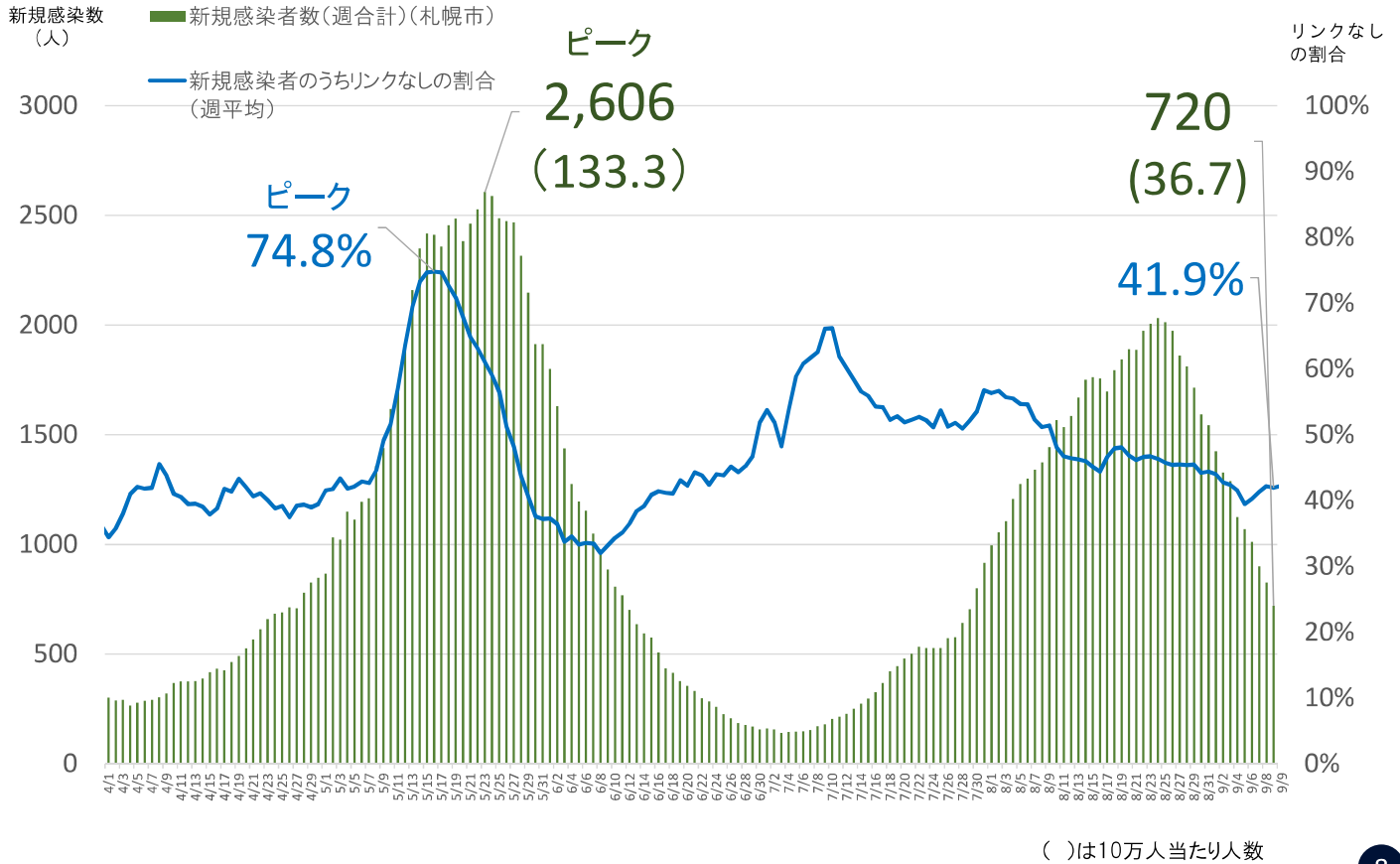


感染状況(新規感染者数と感染経路不明割合)(全道)



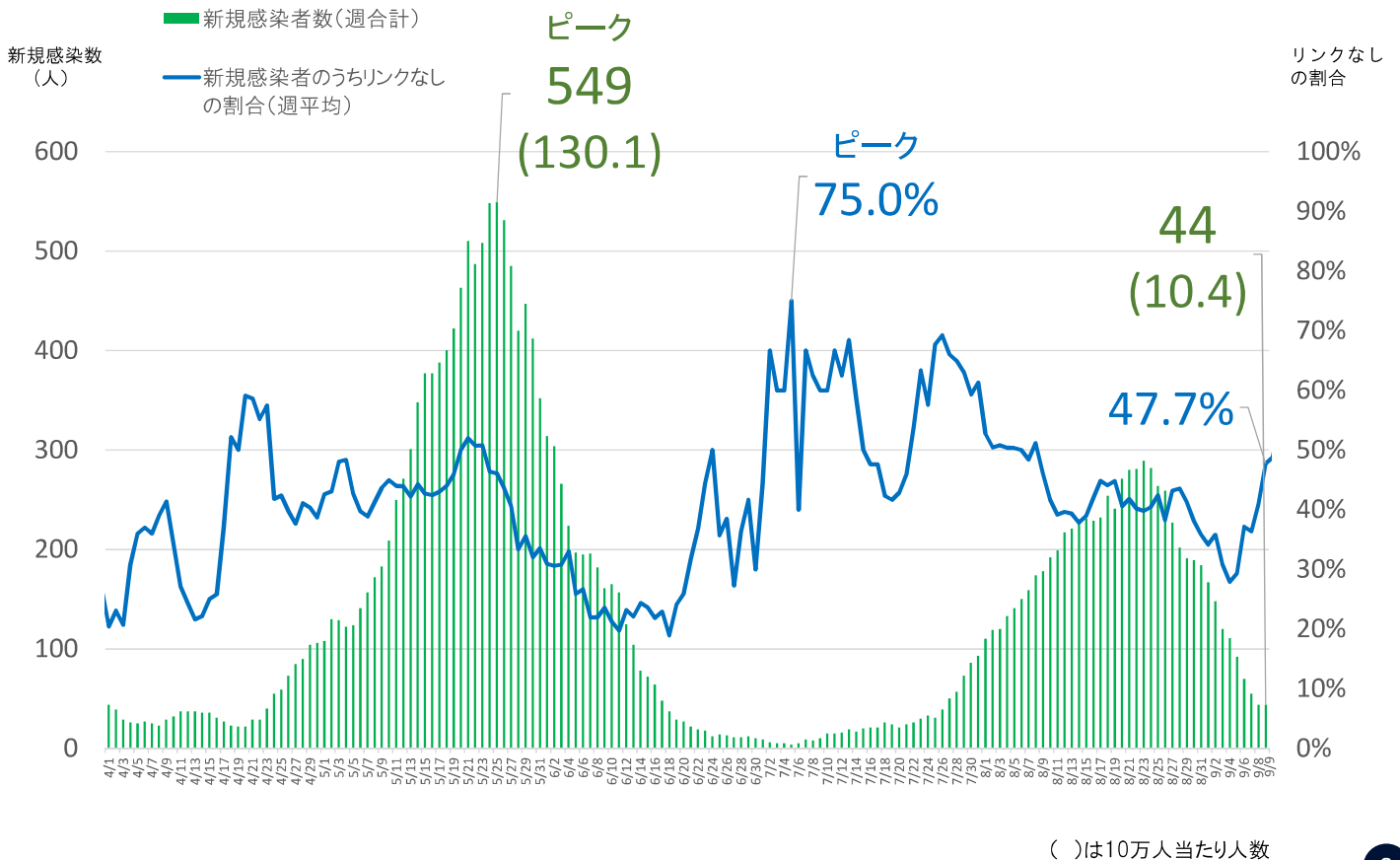
特定措置区域

札幌市の感染状況



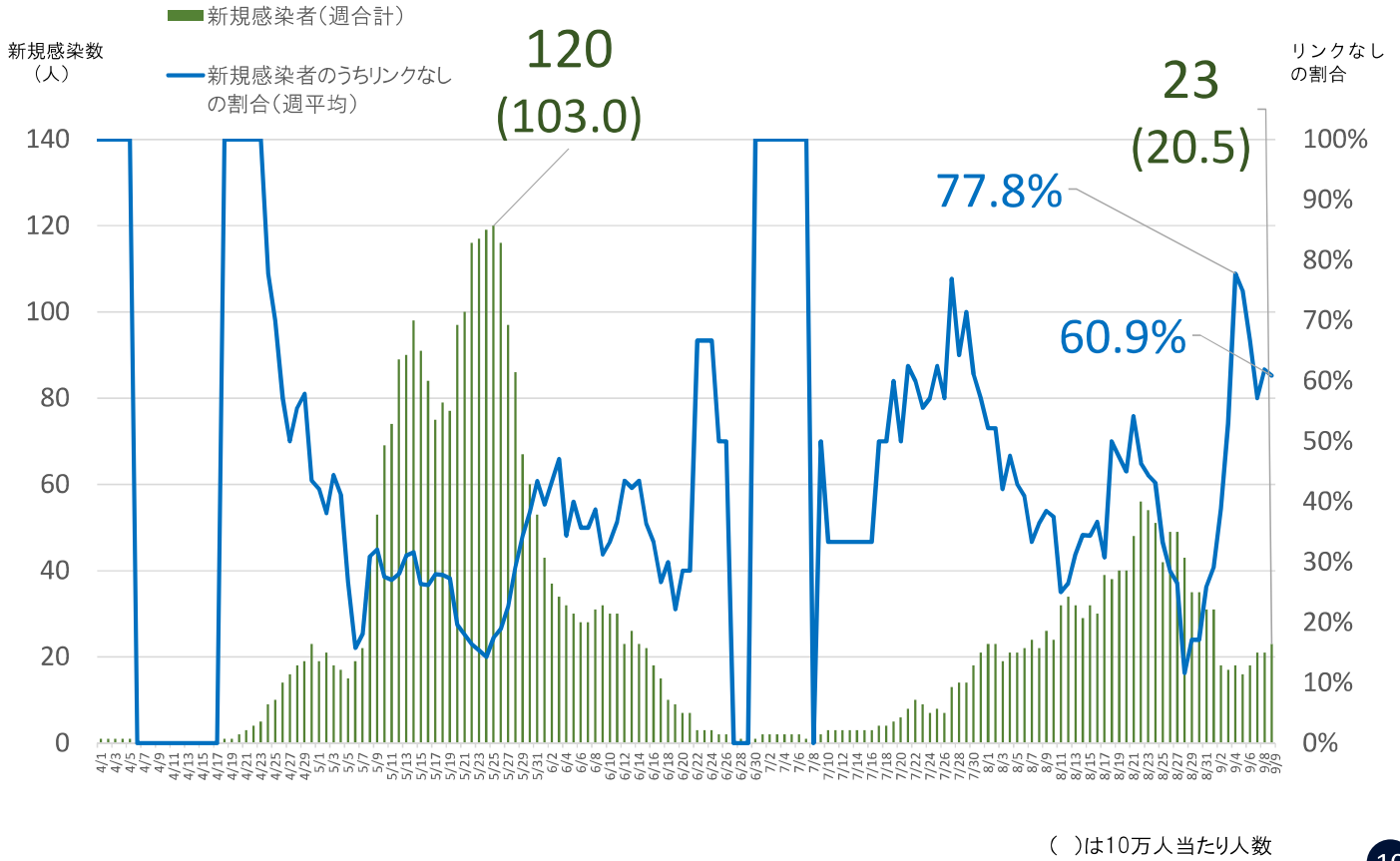
特定措置区域

石狩振興局管内(札幌市除く)の感染状況



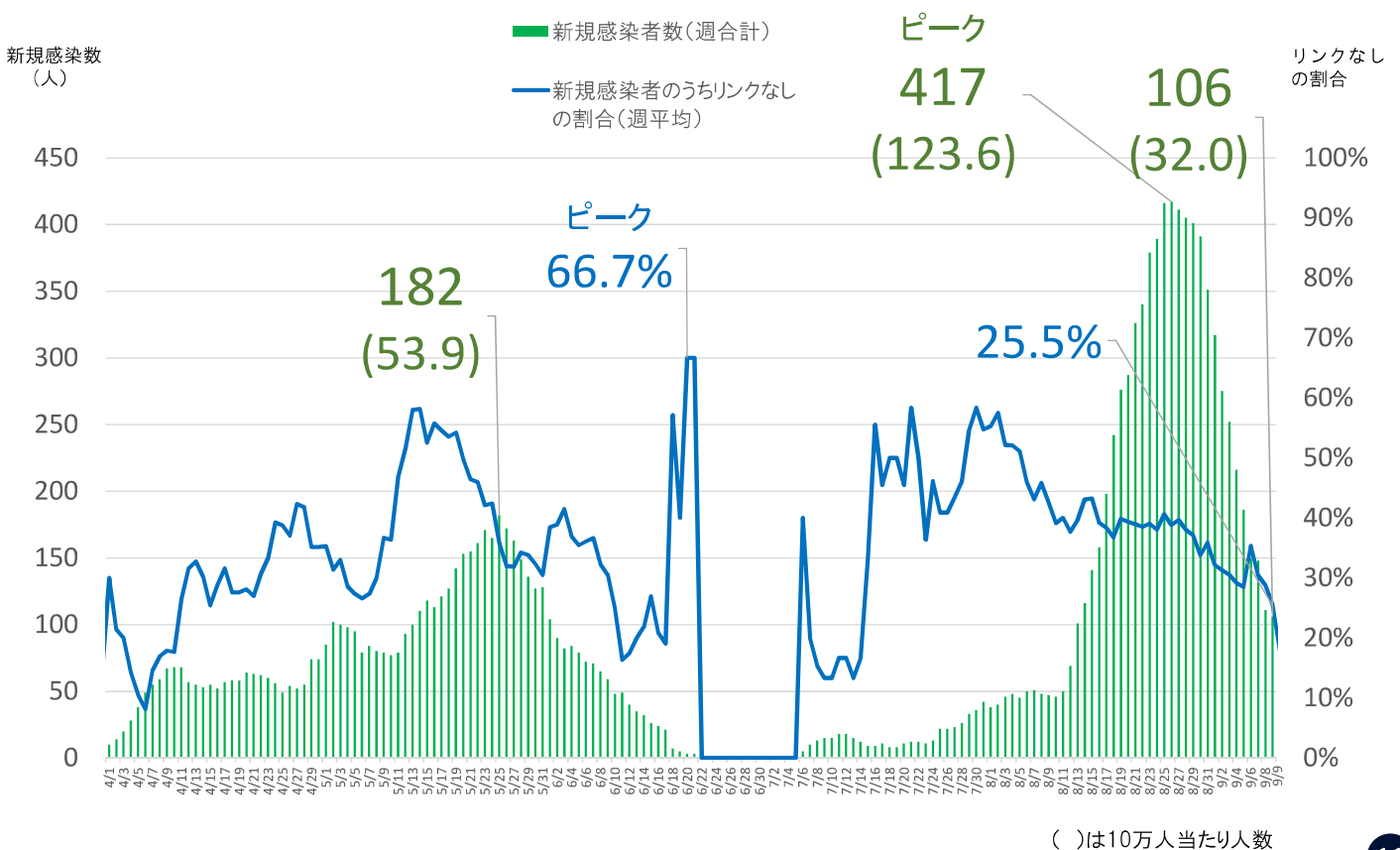
特定措置区域

小樽市の感染状況

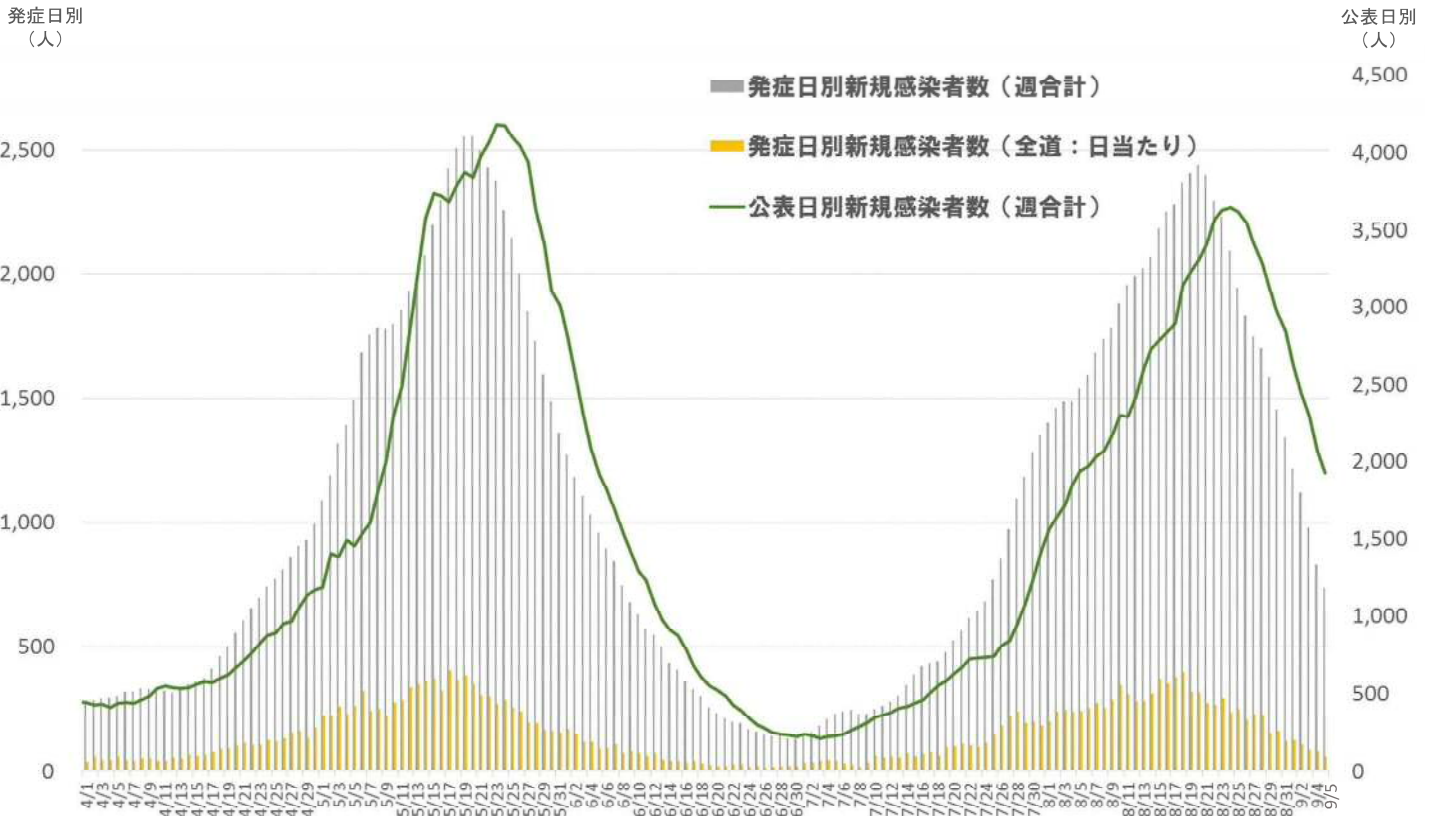


特定措置区域

旭川市の感染状況

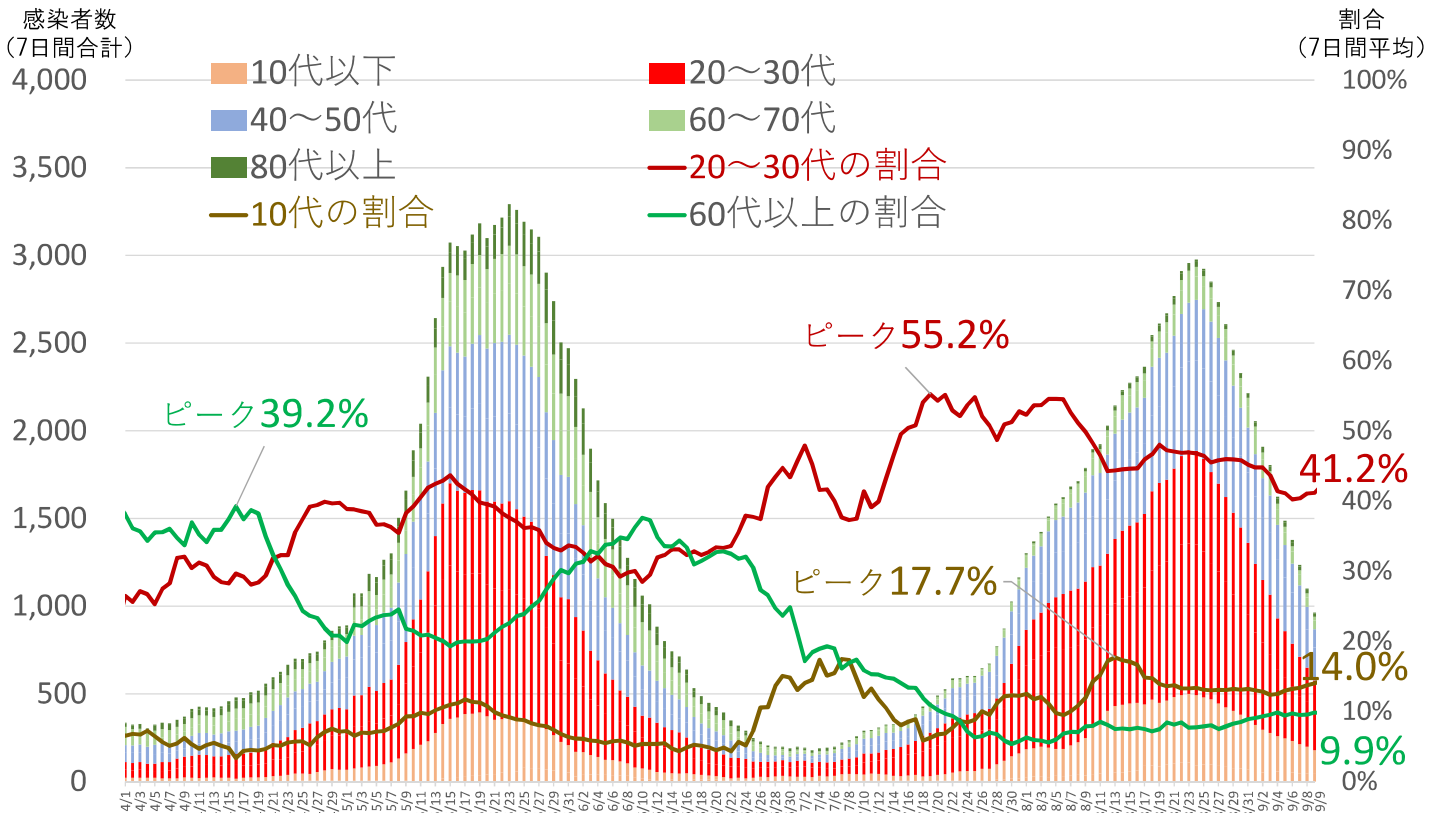


発症日別～公表日別の新規感染者数(全道)



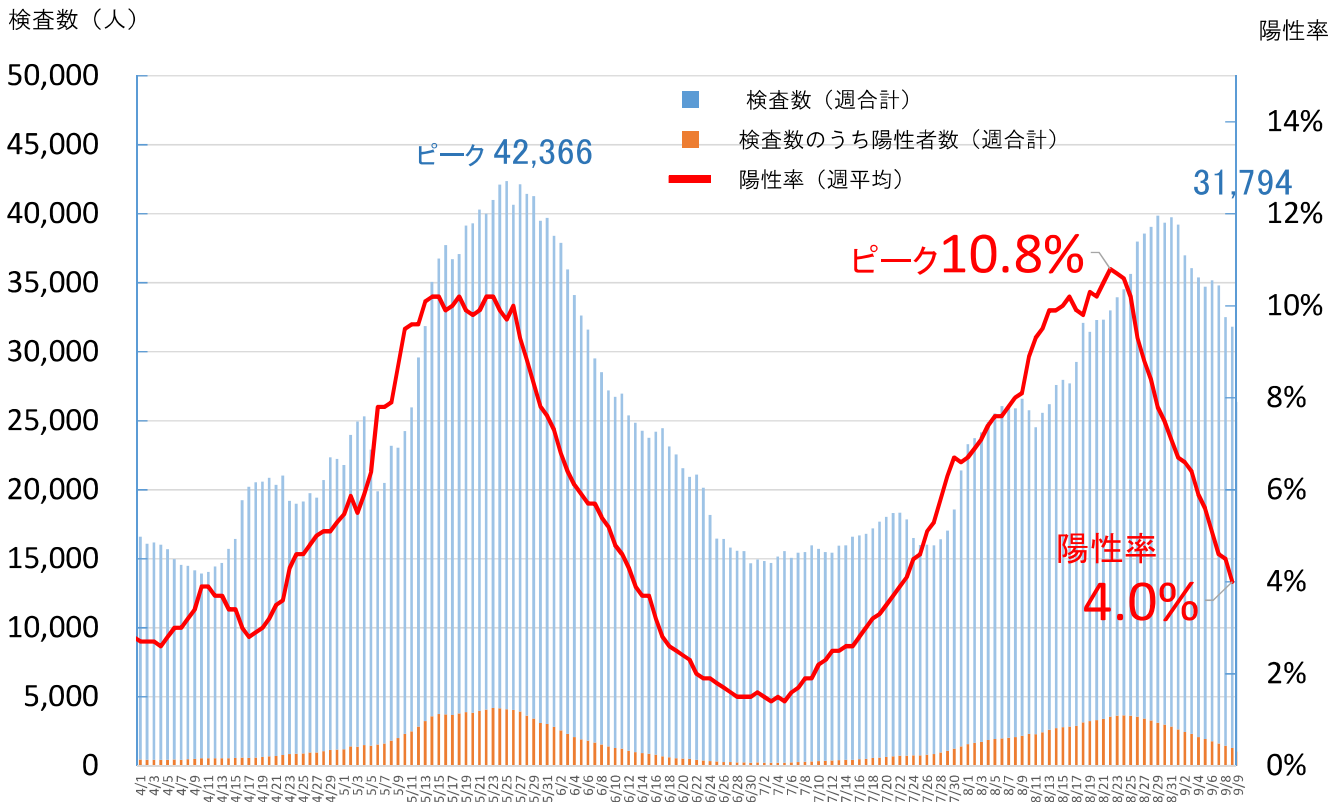
※発症日別新規感染者数については、調査に時間を要するため、数日前のデータとなる。
 ※無症状者及び発症日不明者があるため、発症日別と公表日別の公表人数が異なる。

年代別感染者数の推移(全道)

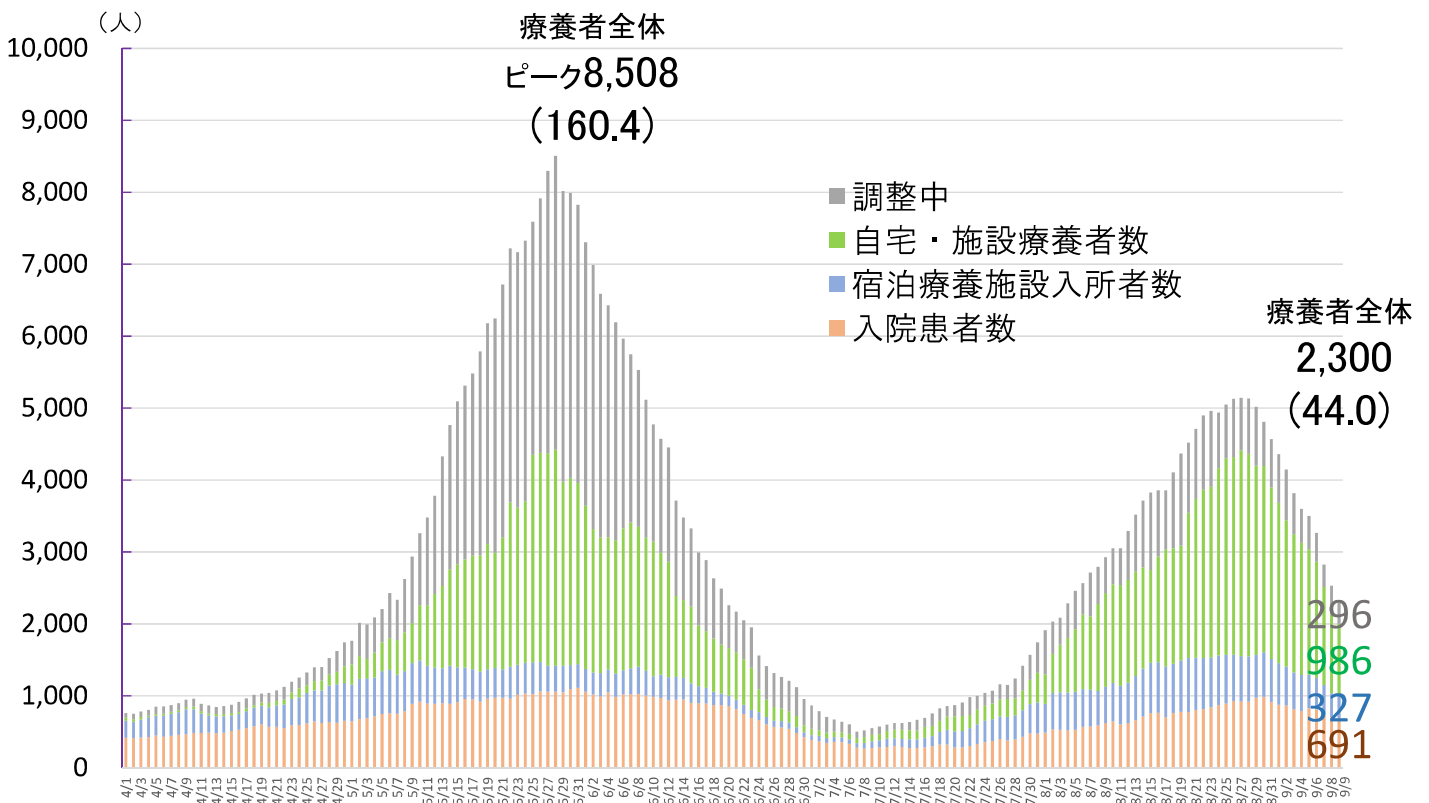


(新規感染者のうち年齢公表分を集計)

感染状況(陽性率と検査数)(全道)

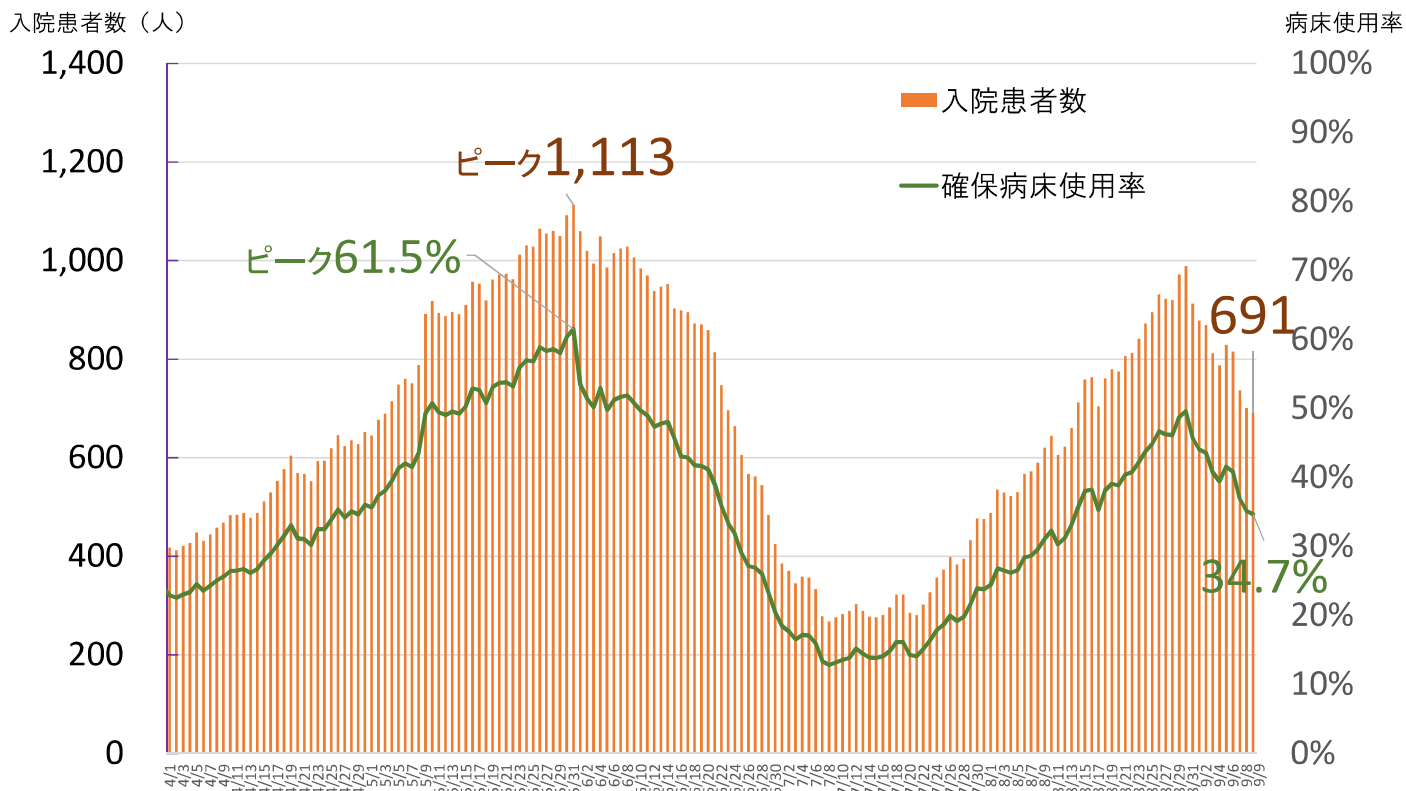


医療提供体制等の負荷(療養者全体)(全道)

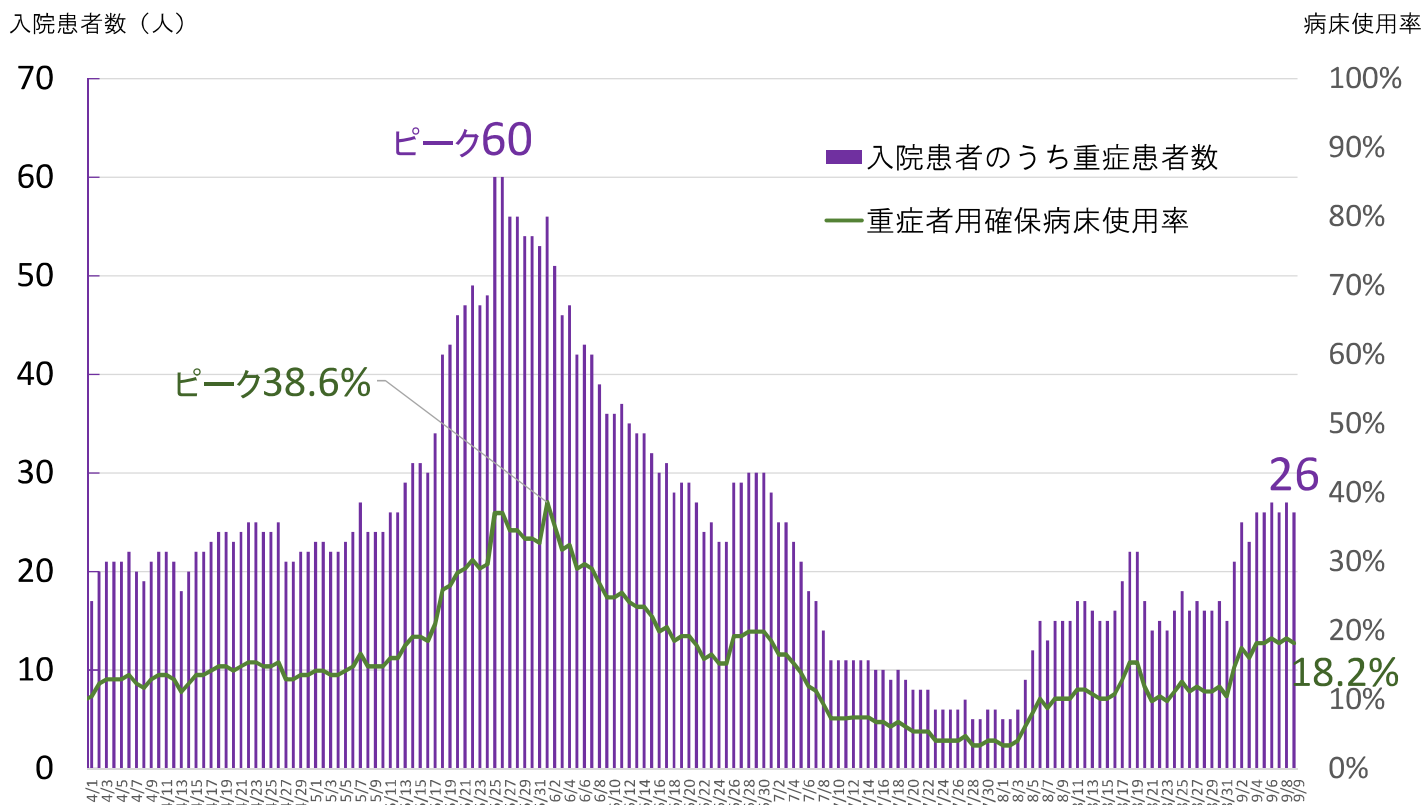


※「調整中」は、入院、宿泊療養、自宅療養、施設療養といった対応を調整している人数で、翌日以降、入院や宿泊療養などの対応が確定するもの。
※()は10万人あたり療養者数

医療提供体制等の負荷(病床全体)(全道)



医療提供体制等の負荷(重症者用病床)(全道)



集団感染の発生状況(全道)

	5月	6月	7月	8月	9月 (9/1~9)
医療施設 福祉施設	86件 (1899人)	22件 (220人)	5件 (55人)	29件 (337人)	7件 (69人)
事業所等	36件 (605人)	26件 (260人)	18件 (142人)	52件 (535人)	16件 (107人)
飲食店等	13件 (134人)	2件 (16人)	11件 (80人)	31件 (274人)	5件 (34人)
学校	23件 (234人)	9件 (89人)	9件 (147人)	20件 (415人)	11件 (85人)
合 計	158件 (2872人)	59件 (585人)	43件 (424人)	132件 (1561人)	39件 (295人)

※「飲食店等」には、接待を伴うもの及び飲食を伴う行事(集会・イベント等)を含み、その他の行事については、「事業所等」に含めている。

18

集団感染の発生状況(特定措置区域／特定措置区域以外)

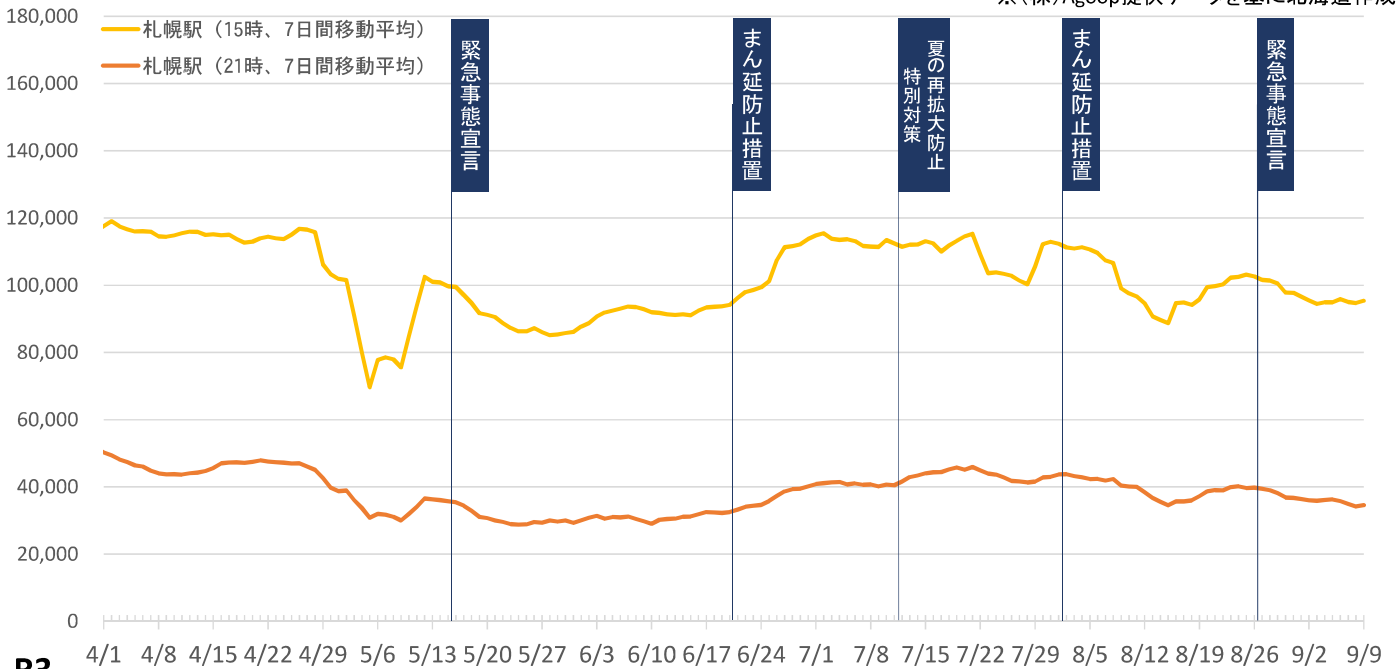
	8/20~26		8/27~9/2		9/3~9/9	
	特定措置 区域	特定措置 区域以外	特定措置 区域	特定措置 区域以外	特定措置 区域	特定措置 区域以外
医療施設 福祉施設	6件 (41人)	—	6件 (52人)	—	3件 (48人)	2件 (11人)
事業所等	8件 (92人)	4件 (25人)	8件 (65人)	7件 (44人)	9件 (68人)	3件 (15人)
飲食店等	6件 (50人)	4件 (30人)	6件 (49人)	4件 (23人)	1件 (9人)	1件 (5人)
学校	3件 (51人)	2件 (22人)	7件 (70人)	3件 (22人)	2件 (11人)	3件 (26人)
合 計	23件 (234人)	10件 (77人)	27件 (236人)	14件 (89人)	15件 (136人)	9件 (57人)

※「飲食店等」には、接待を伴うもの及び飲食を伴う行事(集会・イベント等)を含み、その他の行事については、「事業所等」に含めている。
※特定措置区域：札幌市、石狩振興局、小樽市、旭川市

19

札幌市の人出(札幌駅周辺)

※(株)Agoop提供データを基に北海道作成



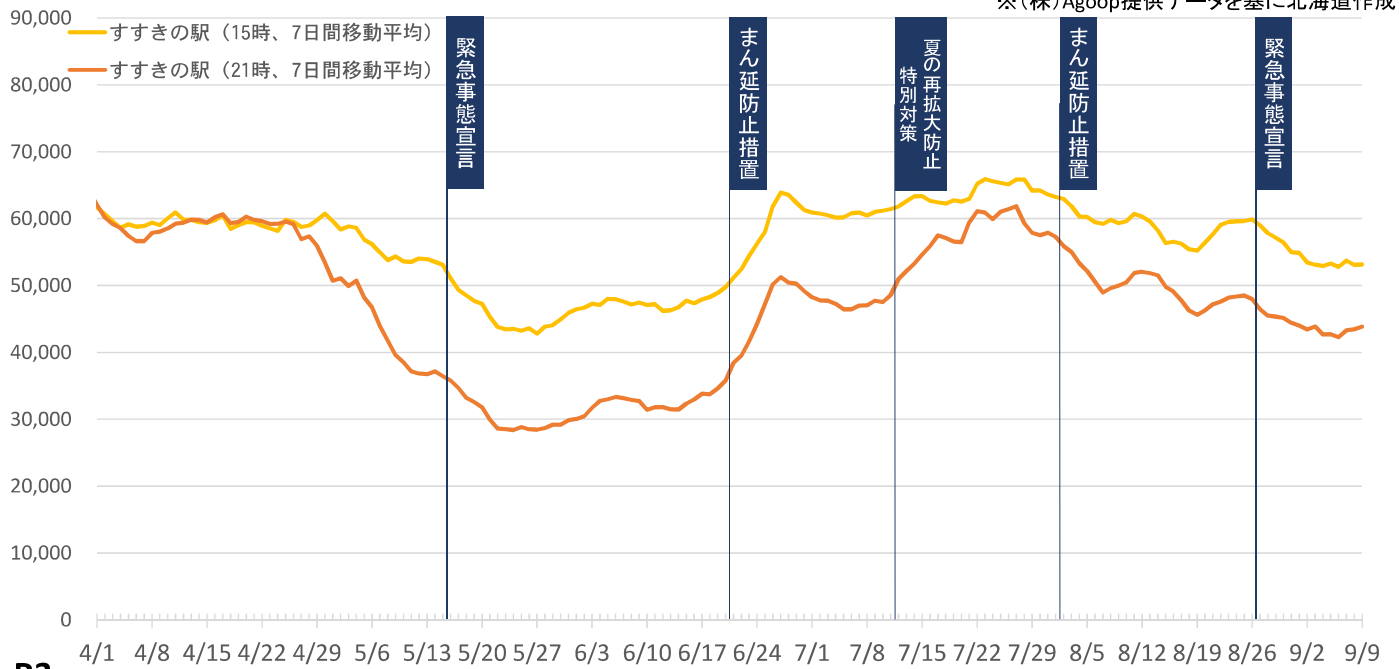
R3 4/1 4/8 4/15 4/22 4/29 5/6 5/13 5/20 5/27 6/3 6/10 6/17 6/24 7/1 7/8 7/15 7/22 7/29 8/5 8/12 8/19 8/26 9/2 9/9

① 緊急事態宣言(5月)前との比較(人)			
	R3.5.15	R3.9.9	(5/15比)
15時	99,695	95,353	(▲4.4%)
21時	35,752	34,491	(▲3.5%)

② 緊急事態宣言(8月)前との比較(人)			
	R3.8.26	R3.9.9	(8/26比)
15時	102,616	95,353	(▲7.1%)
21時	39,772	34,491	(▲13.3%)

札幌市の人出(すすきの駅周辺)

※(株)Agoop提供データを基に北海道作成



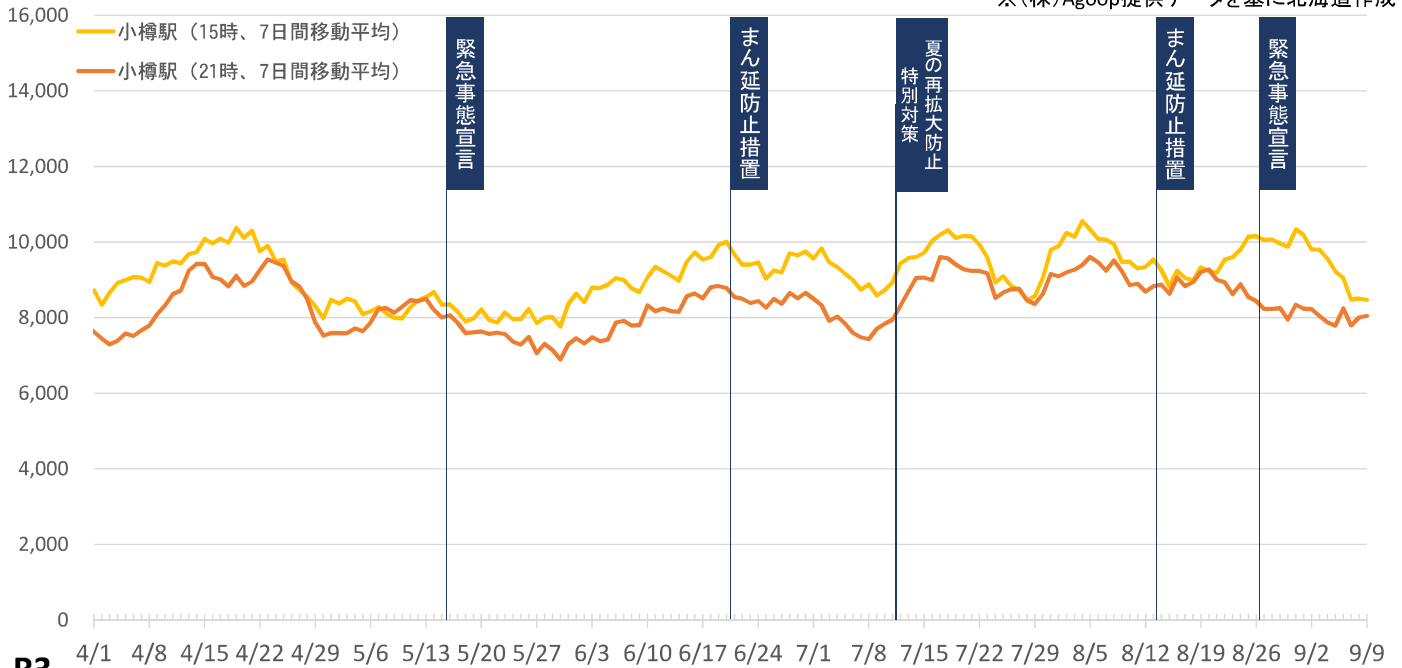
R3 4/1 4/8 4/15 4/22 4/29 5/6 5/13 5/20 5/27 6/3 6/10 6/17 6/24 7/1 7/8 7/15 7/22 7/29 8/5 8/12 8/19 8/26 9/2 9/9

① 緊急事態宣言(5月)前との比較(人)			
	R3.5.15	R3.9.9	(5/15比)
15時	53,101	53,145	(+0.1%)
21時	36,440	43,839	(+20.3%)

② 緊急事態宣言(8月)前との比較(人)			
	R3.8.26	R3.9.9	(8/26比)
15時	59,896	53,145	(▲11.3%)
21時	47,983	43,839	(▲8.6%)

小樽市の人出(小樽駅周辺)

※(株)Agoop提供データを基に北海道作成



R3

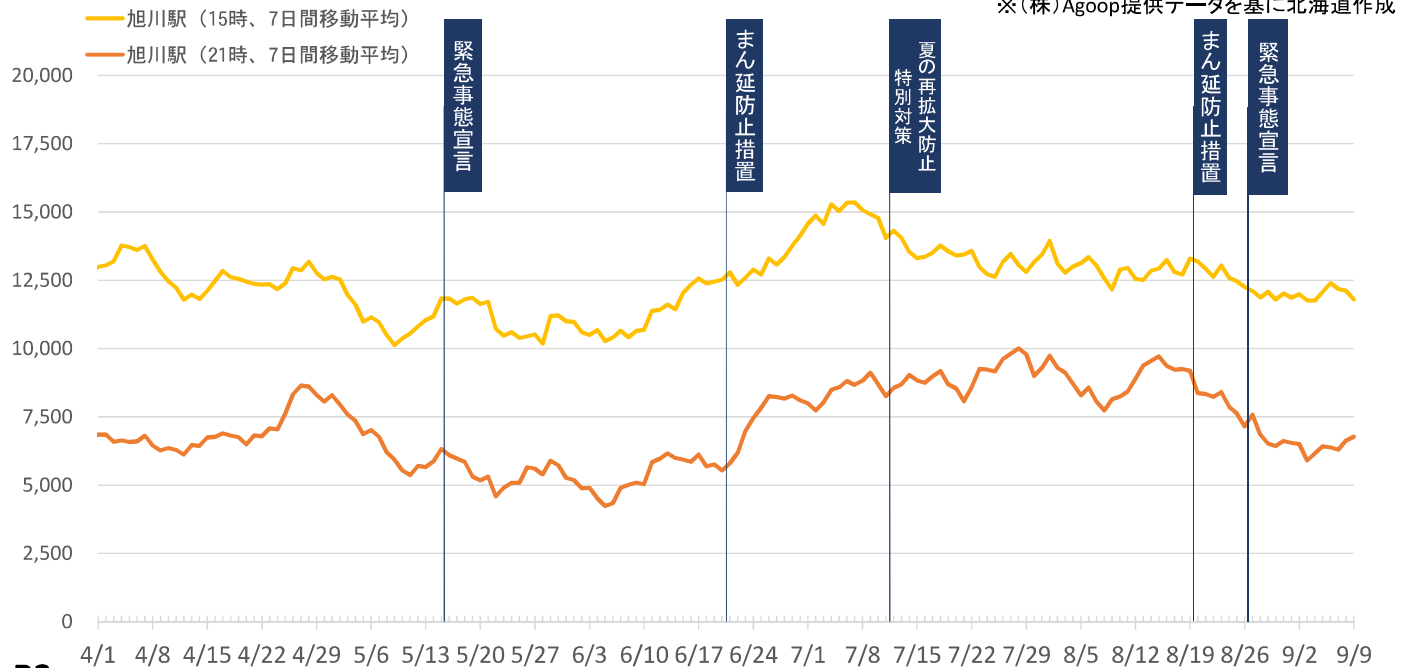
① 緊急事態宣言(5月)前との比較(人)			
	R3.5.15	R3.9.9	(5/15比)
15時	8,335	8,468	(+1.6%)
21時	8,002	8,045	(+0.5%)

② 緊急事態宣言(8月)前との比較(人)			
	R3.8.26	R3.9.9	(8/26比)
15時	10,157	8,468	(▲16.6%)
21時	8,435	8,045	(▲4.6%)

22

旭川市の人出(旭川駅周辺)

※(株)Agoop提供データを基に北海道作成



R3

① 緊急事態宣言(5月)前との比較(人)			
	R3.5.15	R3.9.9	(5/15比)
15時	11,830	11,802	(▲0.2%)
21時	6,322	6,771	(+7.1%)

② 緊急事態宣言(8月)前との比較(人)			
	R3.8.26	R3.9.9	(8/26比)
15時	12,256	11,802	(▲3.7%)
21時	7,149	6,771	(▲5.3%)

23

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種率等)

1 ワクチン接種状況について(9/8現在)

区分	第1回目		第2回目	
	接種者数	接種率	接種者数	接種率
北海道	2,697,913	51.6%	2,146,015	41.1%
(参考) 全国	68,398,907	54.0%	54,328,061	42.9%

※接種率は令和3年1月1日現在住民基本台帳の人口に対する割合(医療従事者等の接種回数には含まない。道の数値は道HP公表値、全国の数値は国の「ワクチン接種状況ダッシュボード」による)。なお、上記はVRSの入力値に基づくものであり、実際の接種率より低い場合があることに留意。

24

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種率等)

2 年齢区分別接種状況(9/8現在)

区分	道内の接種対象人口(人)	道内の接種率		備考
		1回目	2回目	
12~19歳	344,205	17.7%	9.3%	※全国の65歳以上接種率 1回目 89.5% 2回目 87.6%
20~29歳	461,395	32.1%	21.0%	
30~39歳	545,877	34.4%	21.8%	
40~49歳	733,566	43.5%	26.0%	
50~59歳	697,270	61.2%	35.7%	
60~64歳	338,612	74.8%	52.9%	
65歳以上	1,668,858	89.2%	86.4%	

※接種率は令和3年1月1日現在住民基本台帳の各年齢区分別人口に対する割合(医療従事者等の接種回数を含む。数値は国の「ワクチン接種状況ダッシュボード」による)。なお、上記はVRSの入力値に基づくものであり、実際の接種率より低い場合があることに留意。

25

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種の促進)

3 一般接種の状況

- 道医師会や札幌大等と連携・協力の下、8月23日から道直営の集団接種会場「北海道ワクチン接種センター」を、一般向けとして再開。石狩振興局管内全市町村を対象に、居住市町村が実施する集団接種の受付要件に応じ順次対象者を拡大。週2回(火曜・金曜)、夜間接種(~19:30)も実施。

[第3週(9/6~9/12)の予約状況]
予約枠 5,800件 に対し 5,597件 受付、予約率 96.5%(9月10日9時現在)

[第4週(9/13~9/19)の予約状況]
予約枠 5,800件 に対し 4,692件 受付、予約率 80.9%(9月10日9時現在)
- アストラゼネカ社製ワクチンについて、8月30日から接種希望者の登録を開始。9月10日9時現在の登録者数は299名。
接種会場は、北海道ワクチン接種センター及び手稲溪仁会病院の2カ所。希望登録については道が一括して受け付け(9月8日から登録受付を再開)。接種については、9月11日(土)、道ワクチン接種センターでの接種から順次開始。
- 道内においても、職域接種及び大学拠点接種が進捗。
国と企業等による申請内容の精査や市町村における接種の進捗を理由とする申請取り下げにより、9月9日17時現在の申請数は175件(受付が一時休止された6/25比▲34件)で、全て国の承認済。
- 一般向け接種の本格化に伴い、大学等と連携した取組など、特に若年層のワクチン接種率の向上に資するよう、ワクチンへの正しい理解の促進等に関する広報を順次実施。

北海道における緊急事態措置(改定)

(案)

令和3年9月10日

実施内容

国による緊急事態宣言の延長を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、人と人との接触機会を徹底的に低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項、第2項及び同法第24条第9項により、道民等に対する要請を行うとともに、必要な協力について働きかけを実施する。

対象区域

特定措置区域

札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市

一般措置区域

特定措置区域以外の市町村

期間

令和3年9月13日(月)～9月30日(木)

特定措置区域

【特定措置区域の住民及び特定措置区域内に滞在している皆様への要請①】

特定措置区域

要請内容

(日常生活において)

◆感染性が高いとされるデルタ株に**全国的にほぼ置き換わったと考えられること**等を踏まえ、「**三つの密(密閉・密集・密接)**」、「**感染リスクが高まる「5つの場面※**」」等の回避や、「**人と人との距離の確保**」、「**マスクの着用**」、「**手洗いなどの手指消毒**」、「**換気**」をはじめとした**基本的な感染防止対策を徹底する。**(特措法第24条第9項)

※飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

(特に外出の際は)

◆日中も含めた**不要不急※**の**外出や移動を控える**。特に**20時以降の外出を控える**。
加えて、特に**週末の外出を控える。**(特措法第45条第1項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、極力家族や普段行動をとめている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

◆**大規模商業施設など混雑した場所への外出を半減させる。**(特措法第45条第1項)

※例えば、買い物回数を半分にするなどに対応を行ってください。

◆**重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。**
(特措法第24条第9項)

※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方

◆**不要不急の都道府県間の移動は極力控える。**(特措法第45条第1項)

※道外への移動がどうしても避けられない場合は感染防止対策を徹底するほか、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。

※また、移動先では「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数(5人以上)の会食は控えるようお願いします。

【来道(特定措置区域への訪問)を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼内容

◆**不要不急の帰省や旅行など、北海道への移動については、極力控えるよう求められている。どうしても移動が避けられない場合には、感染防止対策を徹底するとともに、出発前にPCR検査を受けるなど、体調管理を徹底する。**(協力依頼)

※国では、9月30日まで、羽田、成田、中部、伊丹、関西、福岡の各空港から北海道へ向かう利用者のうち、希望者に対して無料のPCR検査・抗原定量検査を実施。

要請内容

(特に飲食の際は)

- ◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控える。
(特措法第45条第1項)
- ◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。
(特措法第24条第9項)
- ◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。
(特措法第45条第1項)
- ◆できる限り同居していない方との飲食を控える。
(特措法第24条第9項)

対象施設

- 【飲食店】 飲食店(居酒屋含む)、喫茶店 等(宅配・テイクアウトサービスを除く)
- 【遊興施設】 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店
- 【結婚式場】 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場

要請・協力依頼内容

【酒類又はカラオケ設備を提供(飲食業の許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む)する飲食店(酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く)】

- ◆休業とする。(特措法第45条第2項)
- 【上記以外の飲食店(宅配・テイクアウトサービスを除く)】
- ◆営業時間は5時から20時までとする。(特措法第45条第2項)

- ◆次の感染防止対策を実施する。(特措法第45条第2項)
 - ・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
 - ・手指消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
 - ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場も含む)
 - ・施設の換気を行う
 - ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる
 - ・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)及び北海道コロナ通知システムの活用呼びかけ
 - ・同一グループの入店は、原則4人以内
 - ・滞在時間の制限(2時間程度を目安)などにより同時に多数の人が集まらないようにする
 - ・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う(黙食～食事は静かに、会話はマスク～の実践) など

- ◆業種別ガイドラインや感染防止対策チェック項目を遵守する。
(特措法第24条第9項)
- ◆結婚式場においては、飲食店と同様の要請に従うこと。また、できるだけ短時間(1.5時間以内)で、少人数(50人又は50%のいずれか小さい方)で開催すること。(協力依頼)

※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給

【飲食店等に対する支援金】 9月13日～9月30日まで全期間(18日間)協力
中小企業・個人事業者:1店舗あたり72万円～180万円、大企業:1店舗あたり最大360万円

【イベントの開催についての要請・協力依頼】

特定措置区域

人数上限 及び 収容率

- 人数上限 5,000人 かつ 収容率 50%
※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。

特措法第24条第9項

要請・ 協力依頼 内容

- ◆営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(特措法第24条第9項)
- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)を行わない。(協力依頼)
- ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆催物前後の三密及び飲食を回避する方策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆国の接触確認アプリ(COCoA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)
- ◆全国的な移動が見込まれるものは、開催について慎重に検討する。(協力依頼)

※ 9月13日以降も引き続き、上記の記載事項を満たさないチケットの新規販売を停止すること。
※ 10月1日以降に開催予定のイベントについても、本対策期間中は、上記の記載事項を満たさないチケットの新規販売を停止すること。

5

【事業者への要請・協力依頼】

特定措置区域

要請・ 協力依頼 内容

- ◆職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す。(協力依頼)
- ◆事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する。(協力依頼)
- ◆職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進する。(協力依頼)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。(特措法第24条第9項)
- ◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、20時以降、夜間消灯する。(協力依頼)
- ◆市営交通(地下鉄・市電)における終電の繰上げや主要ターミナル(大通駅、さっぽろ駅)における検温を実施する。(協力依頼)
- ◆他の交通事業者においても最終便の繰上げ等の対応を検討する。(協力依頼)

6

要請内容

- ◆高等学校では、時差通学、1日の授業時間の削減及び16時までの完全下校を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動では感染防止対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は行わないことや、学生寮や寄宿舎では共用スペースの活用により密状態を回避することなど感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項)
- ◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊研修等)を中止、延期、縮小する。(特措法第24条第9項)
- ◆部活動は、高体連等が主催する全道、全国に直結する大会等に出場する部活動に限り、感染防止対策を徹底し、活動を厳選(時間、人数、活動内容)するとともに、活動場所は自校内に限定して実施し、これ以外は休止とする。なお、健康状態の多重チェックを日常的に行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立するほか、大会への参加は校長判断のもと行い、主催者等の感染防止対策を厳守する。(特措法第24条第9項)
- ◆大学、専門学校等では原則オンライン授業とし、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避する。(特措法第24条第9項)

【公立施設】

公立施設

- ◆原則休館とする。

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼①営業時間の短縮を要請する施設】

要請・協力依頼内容

施設の種類	内訳	要請・協力依頼内容	
		1,000㎡超	1,000㎡以下
商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など物品販売業を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> ◆営業時間は5時から20時までとする。(特措法第24条第9項) ※大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店などのうち、生活必需物資を除く 	<ul style="list-style-type: none"> ◆営業時間は5時から20時までとする。(協力依頼) ※大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店などのうち、生活必需物資を除く
遊技施設	パチンコ屋、ゲームセンター など	<ul style="list-style-type: none"> ◆大規模商業施設において、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を行う。(特措法第45条第2項) ◆感染リスクが高い場面とされる百貨店の地下食品売り場等について、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を行う。(特措法第24条第9項) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆入場者の整理誘導等を徹底する。(特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)
遊興施設	性風俗店、勝馬投票券発売所、場外馬(車・舟)券売場 など	<ul style="list-style-type: none"> ◆土日におけるセールや集客イベントを自粛する。(特措法第24条第9項) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼) ◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)
サービス業	スーパー銭湯、エステサロン など(生活必需サービスを除く)	<ul style="list-style-type: none"> ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼) ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼) ◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼) 	

※1,000㎡を超える施設について、特措法に基づく営業時短の要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給(他の支援メニューを活用した施設は対象外となります)

【大規模施設(1,000㎡超)に対する支援金】

大規模施設 1日あたり20万円×面積/1,000㎡×時短率(※)×時短日数
 テナント 1日あたり2万円×面積/100㎡×時短率(※)×時短日数
 ※ 営業時間に占める時短の時間の割合

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼②イベントに準じた取扱いを要請する施設】

特定措置区域

要請・協力依頼内容	施設の 種類	内訳	要請・協力依頼内容	
			1,000㎡超	1,000㎡以下
要請・協力依頼内容	劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場、プラネタリウム など	<ul style="list-style-type: none"> ◆営業時間は5時から20時まで(イベント開催及び映画館は21時まで)とする。(特措法第24条第9項) ◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内とする。(特措法第24条第9項) ◆人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を行う。(特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼) ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼) ◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆営業時間は5時から20時まで(イベント開催及び映画館は21時まで)とする。(協力依頼) ◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内とする。(特措法第24条第9項) ◆入場者の整理誘導等を徹底する。(特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼) ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない。(協力依頼) ◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)
	集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館 など		
	ホテル・旅館	ホテル・旅館(集会用に供する部分に限る)		
	運動施設 遊技施設	野球場、陸上競技場、スポーツクラブ、テーマパーク、遊園地など		
	博物館	博物館、美術館 など		

※1,000㎡を超える施設について、特措法に基づく営業時短の要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給(他の支援メニューを活用した施設は対象外となります)

【大規模施設(1,000㎡超)に対する支援金】
 大規模施設 1日あたり20万円×面積/1,000㎡×時短率(※)×時短日数 テナント 1日あたり2万円×面積/100㎡×時短率(※)×時短日数
 ※ 営業時間に占める時短の時間の割合

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼③】

特定措置区域

対象施設	要請・協力依頼
保育所、介護老人保健施設等の社会福祉施設など	・感染リスクの高い活動等の制限(協力依頼)
葬祭場	・酒類提供(利用者による酒類の持込を含む)を行わない(協力依頼)
図書館	・入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項)
ネットカフェ、マンガ喫茶、銭湯、理容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店など	・入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項) ・店舗での飲酒につながる酒類提供(利用者による酒類の持込を含む)及びカラオケ設備の使用自粛(協力依頼)
自動車教習所、学習塾など	オンラインの活用等の働きかけ(協力依頼)

一般措置区域

【一般措置区域の住民及び一般措置区域内に滞在している皆様への要請①】

一般措置区域

要請内容

(日常生活において)

◆感染性が高いとされるデルタ株に**全国的にはほぼ置き換わったと考えられること等を踏まえ**、「**三つの密(密閉・密集・密接)**」、「**感染リスクが高まる「5つの場面※」**」等の回避や、「**人と人との距離の確保**」、「**マスクの着用**」、「**手洗いなどの手指消毒**」、「**換気**」をはじめとした**基本的な感染防止対策を徹底する**。(特措法第24条第9項)

※飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

(特に外出の際は)

◆日中も含めた**不要不急※**の外出や移動を控える。特に**20時以降の外出を控える**。加えて、特に**週末の外出を控える**。(特措法第24条第9項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、極力家族や普段行動をとめている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

◆**大規模商業施設など混雑した場所への外出を半減させる**。(特措法第24条第9項)

※例えば、買い物回数を半分にするなどの対応を行ってください。

◆**重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する**。

(特措法第24条第9項)

※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方

◆**特定措置区域との不要不急の往来は控える**。(特措法第24条第9項)

◆**不要不急の都道府県間の移動は極力控える**。(特措法第24条第9項)

※道外への移動がどうしても避けられない場合は感染防止対策を徹底するほか、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。

※また、移動先では「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数(5人以上)の会食は控えるようお願いします。

【来道(一般措置区域への訪問)を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼内容

◆**不要不急の帰省や旅行など、北海道への移動については、極力控えるよう求められている**。どうしても移動が避けられない場合には、**感染防止対策を徹底するとともに、出発前にPCR検査を受けるなど、体調管理を徹底する**。(協力依頼)

※国では、9月30日まで、羽田、成田、中部、伊丹、関西、福岡の各空港から北海道へ向かう利用者のうち、希望者に対して無料のPCR検査・抗原定量検査を実施。

要請内容

(特に飲食の際は)

- ◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮に応じていない飲食店等の利用を控える。(特措法第24条第9項)
- ◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。(特措法第24条第9項)
- ◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。(特措法第24条第9項)
- ◆食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する(「黙食～食事は静かに、会話はマスク～」の実践)。(特措法第24条第9項)

対象施設

- 〔飲食店〕 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店 等(宅配・テイクアウトサービスを除く)
- 〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
- 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場

要請内容

- ◆営業時間は5時から20時までとする。(特措法第24条第9項)
- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は、一定の要件※を満たした店舗においては**19時30分**までできるとし、要件を満たさない店舗については、**酒類の提供を行わない**。(特措法第24条第9項)
※同一グループの入店は、原則4人以内、アクリル板等の設置(座席の間隔の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)及び北海道コロナ通知システムの活用呼びかけ、滞在時間の制限(2時間程度を目安)などにより同時に多数の人が集まらないようにする、店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う(黙食～食事は静かに、会話はマスク～の実践)、業務開始前に検温を行うなど従業員の体調確認を行う
- ◆業種別ガイドラインや感染防止対策チェック項目など次の感染防止対策を実施する。(特措法第24条第9項)
 - ・従業員への検査推奨
 - ・入場者の整理・誘導
 - ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
 - ・手指消毒設備の設置
 - ・事業を行う場所の消毒
 - ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
 - ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場も含む)
 - ・施設の換気を行う
 - ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる など
- ◆飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。(特措法第24条第9項)

※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給

人数上限
及び
収容率
(※1)

○人数上限
5,000人

特措法第24条第9項

○収容率

[100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの(※2)

[50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの(※3)

※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。

※1 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

※2 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等、飲食を伴う発声がないもの(イベント中の食事を伴う場合であっても、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。)

※3 ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等(異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい、すなわち、収容率は50%を超える場合がある。)

要請・
協力依頼
内容

◆営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(特措法第24条第9項)

◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は**19時30分**まで(協力依頼)

◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)

◆催物前後の三密及び飲食を回避する方策を徹底する。(特措法第24条第9項)

◆国の接触確認アプリ(COCOA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)

◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)

◆全国的な移動が見込まれるものは、開催について慎重に検討する。(協力依頼)

◆イベント関連施設及びイベントを開催する場合がある施設については、施設の運営に際して、イベント開催か否かに関わらず、人数上限、収容率等の内容を遵守する。(協力依頼)

※ 9月13日以降も引き続き、上記の記載事項を満たさないチケットの新規販売を停止すること。

※ 10月1日以降に開催予定のイベントについても、本対策期間中は、上記の記載事項を満たさないチケットの新規販売を停止すること。

要請・
協力依頼
内容

◆職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す。(協力依頼)

◆事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する。(協力依頼)

◆職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進する。(協力依頼)

◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)

◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。(特措法第24条第9項)

◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、20時以降、夜間消灯する。(協力依頼)

◆交通事業者においては、感染防止対策を徹底する。(協力依頼)

◆1,000㎡超の集客施設については、営業時間の短縮、酒類提供の自粛及びカラオケ設備の使用自粛について検討する。(協力依頼)

◆大規模商業施設及び感染リスクが高い場面とされる百貨店の地下食品売り場等について、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を行う。(協力依頼)

要請内容

- ◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動では感染防止対策を講じてでもなお感染リスクの高い学習活動は行わないことや、学生寮や寄宿舎では共用スペースの活用により密状態を回避することなど感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項)
- ◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊研修等)を中止、延期、縮小する。(特措法第24条第9項)
- ◆部活動は、高体連等が主催する全道、全国に直結する大会等に出場する部活動に限り、感染防止対策を徹底し、活動を厳選(時間、人数、活動内容)するとともに、活動場所は自校内に限定して実施し、これ以外は休止とする。なお、健康状態の多重チェックを日常的に行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立するほか、大会への参加は校長判断のもと行い、主催者等の感染防止対策を厳守する。(特措法第24条第9項)
- ◆大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する。(特措法第24条第9項)

【公立施設】

公立施設

- ◆道立施設は、原則休館とする。
- ◆市町村立施設は、感染状況や施設の目的を踏まえて、順次休館等を検討する。

「北海道における緊急事態措置（改定）（道案）」に対する主な意見

1 有識者・専門家等の意見

1-①

道内では新規感染者数や療養者数に減少傾向は見られるものの依然として高い水準にあることから、対策を継続することについては理解する。今後は、特に病床使用率の高い札幌での必要な医療の確保並びに各地で発生している事業所や学校でのクラスターに対して重点的に対処する必要があると考えます。

1-②

道案について異論なし。
行楽地や彼岸の墓参りなど、人出が予想されるため、連休前から不要不急の外出自粛や感染対策の呼び掛けを強めていただきたい。
秋の全道大会などが行われる部活動については、各学校の感染対策の強化はもちろん、対策内容について専門家の評価を仰ぐ機会を設けてはどうか。

1-③

緊急事態宣言の延長に至る国の判断基準がわかりにくい。自治体側として、基準に則った判断や対応をしていく必要がある。

1-④

道案に異論なし。
医療のひっ迫を防ぐため、緊急事態宣言の延長は重要なことだと考える。

1-⑤

休業中の飲食店にはぜひ円滑に協力金の支払いをお願いしたい。

1-⑥

道案に異論なし。
ただし、国において、今回、なぜまん延防止等重点措置に移行しなかったのか。いろいろな基準数値はクリアしており、飲食店をはじめとする制限を受けている方々からすると分かりにくいのではないかと。より具体的かつ丁寧な説明をお願いしたい。
また、全国的な統一基準を基に判断しかねる場合は、総合的な判断となると思うが、自治体の意見・業界団体等の意見の聞き取った上で最終的な判断になるよう期待する。

1-⑦

緊急事態宣言が9月末まで延長され安心している。現在の感染状況では厳しい措置はやむを得ない。この間に道民へのワクチン接種を更に加速し、また、新北海道スタイルを継続して、新規感染者数が減少することを期待する。

2 市町村・関係団体の意見

2-①

道案について同意する。
なお、飲食店等に対する休業要請の措置期間が延長され、長期間に及ぶことにより、食材の卸業者等への影響が更に拡大することが懸念されるため、幅広い業種に対する支援について、国への要請も含め検討いただくようお願いする。

2-②

全道単位では、感染状況等の改善が見られ、特に、札幌市を除けば、各指標が大幅に改善されている。そのため、一般措置区域に住んでいる道民にとっては、強い対策を継続することに理解が得られにくいことから、長期間にわたる自粛をお願いするにあたって、丁寧な説明をお願いしたい。

2-③

医療現場は引き続き厳しい状況が続いており、国による「緊急事態措置」の延長はやむを得ないものと受け止めている。当会としても、「職場への出勤抑制」や従業員の日常生活における「20時以降や週末の外出を控える」「混雑した場所への外出を半減させる」等の対策を会員企業に改めて周知徹底していく。

道におかれては、特定措置区域の飲食店・商業施設等や一般措置区域の飲食店等に対して、今回延長される対策への理解と協力が得られるよう、対策の効果や必要性について丁寧に説明をいただきたい。

また、支援金等の万全の支援をお願いする。

感染拡大を収束させるための鍵であるワクチン接種については、供給されたワクチンを無駄なく迅速に消化する工夫やワクチンに関する正しい理解を促進する広報等により、特に若年層への接種の加速化を更に強力に推し進めていただきたい。

一方、9月8日の国の分科会において、新たな「緊急事態措置の解除の考え方」が提示・議論されたと承知している。今後、解除に対する考え方が変わる際には、関連する新たな指標等も含めて、道民や事業者に対して分かり易く且つ丁寧な説明を行っていただきたい。

2-④

意見はないが、国の基準を満たした場合にあっては、期限を待たずに直ちに解除するよう求める。

特に、教育旅行に関しては、道の支援措置を活用することにより、万全な感染防止対策を講じた中で実施することは十分可能なため、早期の解除を切にお願いする。

2-⑤

道の対策において、一般措置区域では、住民及び滞在者に対して黙食の実践を要請しているものの、より強い対策が求められる特定措置区域では要請されておらず、道民に対するメッセージとしては不十分なため、『「食事は4人以内など少人数、短時間で、飲酒せず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する（「黙食～食事は静かに、会話はマスク～」の実践）」の一文を追加するのが適当と考える。

2-⑥

今回の改訂は政府の延長決定に沿ったものであり、本対策の効果を最大限にすべく、「PDCA」をしっかりとまわし、その状況についても適宜情報発信に努めていただきたい。

また、解除基準を充足した場合には、速やかに政府に解除を求め、感染状況に応じた社会経済活動レベルを復元願いたい。長期間に亘り営業自粛を続けている飲食店は既に限界を超えており、次のステップとしての「行動緩和」に対応すべく、道として率先して取り組んでいただきたい。

全国よりも1ヶ月長くコロナ禍との戦いが続き、疲弊している本道にとって、政府の知見・支援を得て、1日も早く社会経済活動の正常化に向けた取り組みを始動させることは、道民に希望を持たせることにもつながる。わが国に貢献する北海道の姿勢を示す好機を生かしていただきたい。

学校の対策を万全とし、安全・安心な教育環境の提供

I 校内に 持ち込ませない



II 校内で 感染を広げない



- SNSを活用し、集団感染等の要因・対策を、全道の学校・市町村と共有
 - ・感染の要因・傾向・対策等
 - ・感染症対策に係る専門家のアドバイス等



- 保護者向け啓発の実施
 - ・保護者向けに感染症対策の情報提供 (ex) 本人及び家族が風邪症状であれば休ませることなど
 - ・家族の健康観察の徹底



- 希望する教職員、児童生徒がワクチン接種しやすい環境づくり
 - ・医師会と連携した動画（正しい理解促進）作成
 - ・教職員の優先接種に向けた依頼
 - ・児童生徒が接種しやすい環境作り
 - ・ワクチン接種の有無による偏見、差別の防止

- 感染拡大を予防する積極的な対応
 - ・範囲を広めに設定した予防的な休業の実施
 - ・基準に沿った休業措置の徹底
 - ・臨時休業時のオンライン学習及び出席停止の児童生徒への個別のオンライン学習の実施

- 大会等での感染症対策の徹底
 - ・スポーツ団体等で構成する連携会議での対応共有
 - ・全道、全国大会の実施・延期・中止の考え方の共有